

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援等）

当社は、外部システム会社（保守運用会社およびアプリケーション開発会社）と協力し、サービス提供時の技術支援体制を強化します。また、取引先とのナレッジ共有を通じて、トラブル対応やサービス改善を迅速に行う体制を構築します。

b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援等）

当社は、社内サーバおよびクラウドサービスを活用し、外部システム会社とのデータの相互利用を促進します。また、サイバーセキュリティ対策を協力会社と共同で行い、定期的にセキュリティの見直しと改善を実施することで、安全性を確保します。

d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達等）

当社は、ペーパーレス化の取り組みとして、社内SNSおよび社内サーバへ資料やナレッジを蓄積し、迅速に参照可能な環境を整備しています。この取り組みにより、業務効率化と環境負荷の軽減を図ります。

e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施等）

当社は、従業員の健康管理と安全確保のため、オフィス内に空気清浄機を設置し、定期的な換気を実施しています。また、取引先との会議はリモート形式で行うことで、感染症対策の徹底を図っています。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

・当社は、定期的取引先企業（保守運用会社およびアプリ開発会社）とのコミュニケーションを通じて、サービスの質や提供体制に対する満足度を確認し、信頼関係の強化と継続的な改善を図っています。また、お客様からのカスタマイズ依頼に対し、取引先企業が提出する見積に対して不当な値引き交渉を行わず、適正な利益を確保することを重視しています。

・共同開発や業務改善によって得られた利益については、取引先との協議を通じて公平に配分し、双方が利益を享受できる環境を構築しています。

・さらに、当社はペーパーレス化の推進を重要な取り組みとして位置づけ、社内SNSおよび社内サーバを活用して資料やナレッジを蓄積・共有する環境を整備しています。これにより、業務効率化と環境負荷の軽減を同時に達成し、取引先とのデジタル化の連携を強化しています。

2025年4月4日

株式会社 Beat Communication

代表取締役・村井 亮

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。